

静岡県訓令甲第4号

本 庁
出先機関

静岡県官報掲載事項に関する規程（昭和35年静岡県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年／総理府／大蔵省／令第1号）第1条に規定する官報に掲載する事項</u>（以下「官報掲載事項」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(官報報告主任)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 報告主任は、<u>経営管理部法務課長</u>をもつて充てる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>官報の発行に関する内閣府令（令和6年内閣府令第80号）第5条第7号に掲げる事項</u>（以下「官報掲載事項」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(官報報告主任)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 報告主任は、<u>総務部法務文書課長</u>をもつて充てる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。